

## 学部科目の異議申立てについて

【ご意見・ご要望】(投稿日:2023年7月12日)

法学部専門科目の異議申立て方法についてお尋ね申し上げます。

法学部専門科目は、ほかの学部科目や全学共通科目と同様、①成績の誤記入等明らかに教員の誤りであると思われるもの②シラバス等により周知している成績評価の方法等に照らして明らかに疑義があるものの2つの場合に異議申立てが可能になっています。

その異議申立て方法は、成績開示後の定められた期間に、PandAで異議申立書を提出することになっているのですが、その際に①または②を単純に選択するだけで、①または②に該当すると思われる理由を記載する欄がありません。

例えば全学共通科目の場合、①または②を選択の上採点に誤りがある理由を記載しないといけないことになっており、その場合、救済措置の懇願や単位放棄の申し立てに当たるものはその時点で対象外になるようになっていきます。また、他学部によっても同様の措置が取られている場合があります(例えば工学部物理工学科など)。

法学部の専門科目は成績評価がほぼ全て定期試験のみとなっているため、同様に理由を記載するのは難しいとは思いますが、特に②の場合だと、単に自分の採点に不満があるだけでとりあえず出すというような例もあると考えられます(特に法学部生にとってはA+からFの6段階評価よりも内部進学に関わる素点に関心があるとも言えます)。他方で、①の場合は試験を受験したのに0点になっている(不合格にしても何等かの点がつくはずだ、採点されていないのではないか)という特に切実な場合があると考えられます。何れにせよ、理由の記載があるほうが採点ミスの最後の救済措置としての役割を十分に果たすものになると思われるます。

そこでお尋ねしたいのですが、法学部科目の成績の異議申し立てに当たり①または②に当たると申立て者が思うに至った理由を記載する欄を設けていない理由はなぜでしょうか。また、設ける予定はないということでしょうか

ご確認よろしく申し上げます

【回答】(回答日:2023年7月26日)

(回答部署:法学部)

成績評価に対する異議申立てがあった場合、担当教員は、答案の全面的な再度の採点をするのではなく、申立書記載の理由1または2に該当しないかを確認した上で、その結果について回答を行います。

従いまして、異議申立て理由に該当すると思われる事由を書く必要はなく、今後も理由を記載する欄を設ける予定はありません。